

印西市プレミアム付商品券取扱店募集のお知らせ

印西市商工会では、消費税率の引上げが消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、印西市と連携して、印西市内の事業所で利用できるプレミアム付商品券を発行します。

この商品券をお取扱いいただくには、取扱店として印西市商工会への登録が必要となります。登録料は無料です。取扱をご希望の方は、別紙「印西市プレミアム付商品券取扱店申込書」に必要事項をご記入のうえ、商工会へご提出ください。

印西市商工会

住所：〒270-1327

印西市大森3934-4

電話：0476-42-2750

印西市プレミアム付商品券取扱店登録申込書

令和元年 月 日

印西市プレミアム付商品券「取扱店」の登録を希望するため、募集要領を確認し、申し込みたいです。

取扱店の住所	印西市								
フリガナ									
※取扱店の名称									
代表者名	⑩								
※電話番号						F A X			
※主な取扱品目 (業種) 10字以内でお願いします									
	例) コンビニ、洋菓子、中華料理、美容、自動車修理業など								
換金振込先	金融機関	銀行・農協 信用金庫 支店 ※ゆうちょ銀行をご希望の方は、通帳をご持参ください。							
	口座番号	普通	当座	NO					
	口座名義	フリガナ)							

誓約書

私(当社)は、印西市プレミアム付商品券取扱店登録申込を行うに際し、印西市プレミアム付商品券取扱店募集要領を遵守するとともに、不正換金等の行為は絶対に行わないことを誓約いたします。

住 所

申込者

事業所名

代表者名

⑩

申込書の※印の項目は取扱店一覧チラシや商工会のHP等に、そのまま掲載いたしますので、相違がないようにご記入ください。

本申込書にご記入いただきました個人情報、本事業以外には使用いたしません。

事務局使用欄

受付日	受付者	NO	データ入力

印西市プレミアム付商品券取扱店募集要領

1 発行の目的

消費税率の引上げが消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としたプレミアム付商品券を発行します。

2 事業主体

印西市・印西市商工会

3 商品券の発行について

(1) 名称

印西市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）

(2) 発行者

印西市

(3) 発行総額

3億円

(4) 発行部数

60,000冊

(5) 販売価格

4,000円（500円券10枚5,000円分）

(7) 商品券の使用期間

令和元年10月1日（火）から令和2年2月29日（土）

(8) 商品券の購入対象者

- ・令和元年度の住民税非課税者（住民税課税者と生計を同一にする配偶者および扶養親族、生活保護受給者の人を除く）
- ・平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

4 商品券の利用対象外

①不動産及び金融商品

②たばこ

③商品券・ビール券・図書券・切手・官製はがき・印紙・プリペイドカードなど換金性の高いもの

④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗特殊関連特殊営業において提供される役務

⑤国税、地方税、使用料その他公租公課

⑥仕入れ等の事業資金

5 取扱店の参加資格

印西市内で営業している小売業・飲食業・各種サービス業等全ての事業者。なお、下記に該当する事業者を除きます。

- ① 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 上記「4 商品券の利用対象外」に記載の取引、商品のみを扱う事業者

- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① 利用者が利用期間中に商品券を持参した場合は、商品券額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこととし、その際に、以下の処理を行うこと。
 - (1) 未使用券である事の確認
 - (2) 見本券と照合し、相違がない事の確認
- ② 再流通防止のため、利用者から受け取った商品券は、裏面の指定欄に取扱店が判別できる印を押印すること。
- ③ 裏面に既に押印がある商品券は、受け取りを拒否すること。
- ④ 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに印西市商工会に報告すること。取引終了後、偽造券である事を発見した場合は、直ちに印西市商工会に通報し、当該偽造券を引き渡すこと。なお、偽造券は清算することができません。
- ⑤ 商品券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止。
- ⑥ 取扱店が商品券を購入した時の直接換金は禁止。
- ⑦ 印西市商工会が定めた規則等や指示を遵守すること。
- ⑧ 受け取った商品券の盗難・紛失は取扱店の責任となります。
- ⑨ 換金にあたっての商品券枚数の確定は、印西市商工会が点検した枚数を優先します。
- ⑩ 千葉県暴力団排除条例及び印西市暴力団排除条例を遵守すること。

7 厳守事項

- ① 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ② 商品券を現金化することはできません。
- ③ 商品券の額面に満たない場合でも、釣銭はできません。
- ④ 不足分は現金などで受け取ってください。
- ⑤ 利用期間を過ぎた商品券は使用できません。
- ⑥ 商品券の紛失や盗難について、印西市商工会は責任を負いません。

8 申請手続きについて

取扱店募集要領に同意され、「取扱店登録申請書」に必要事項をご記の上、印西市商工会へ提出してください。

取扱店募集期間

一次 令和元年7月31日（水）まで

二次 令和元年8月1日（木）～随時

※一次の募集期間内に申請した取扱店は一覧表を作成し、商品券購入者に配布します。

それ以降に申請した取扱店は商工会のホームページに一次募集の取扱店とともに掲載します。

9 換金について

(1) 換金方法

「商品券換金請求書」に必要事項をご記入の上、商品券の裏面に取扱店が判別できる印を押印して、商品券を印西市商工会に持参してください。

(2) 換金の期間

令和元年10月7日(月)から令和2年3月9日(月)までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効になります。

(3) 換金手続き場所

本事業に係る換金は、印西市商工会にて行います。換金受付は毎週月曜日・水曜日・金曜日(令和元年12月30日(月)から令和2年1月3日(金)を除く)の9時から15時とし、受付後1週間以内に「取扱店登録申請書」に記入した指定口座に振り込みます。振込手数料は印西市商工会が負担し、換金手数料は徴収しません。

10 その他留意事項

「募集要領」に記載されていない事項は、印西市商工会までお問い合わせください。

TEL 0476-42-2750